

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

June, 2011

なごみ便り

www.101dog.co.jp

グループ法人税制の適用が開始されました

平成 23 年 3 月期の申告より、平成 22 年度税制改正で導入されたグループ法人税制の適用が開始されました。多岐にわたる改正項目がありますが、今回の申告から提出する資料が増える可能性があります。すでに昨年 10 月 1 日から一部適用が開始されているものもあるので再度確認を御願いたします。会社を複数所有されている方や子会社があるような会社は該当する可能性が高いです。

グループ法人税制って？

「グループ法人税制」は、企業グループの一体的運営が進展している状況を踏まえ、グループ経営の実態を反映した税制として整備されるもので、100%資本関係のある企業グループを一体の企業とみなして課税しようとするものです。

これによりグループ内での資産や資金の移転段階では課税は行われません。

グループ法人税制の対象となる法人

グループ法人税制は、100%支配関係のある内国法人を対象とします。

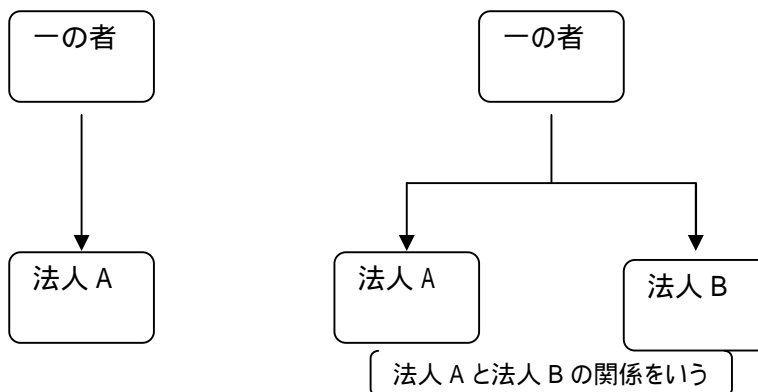
完全支配関係とは、

- ・一の者が法人の発行済株式等の全部を直接もしくは間接に保有する関係（当事者間の完全支配関係）
- ・一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係

なお、一の者は個人の場合と法人の場合があります。一の者が個人の場合、その者の親族（6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族）、事実婚の関係にある者などがその個人に含まれます。

「当事者間の株式 100%保有」

「一の者による法人相互の関係」



注意

グループ法人税制の対象となる場合、

グループの出資関係図を確定申告書に添付することになります。

グループ法人間の取引の取扱い

1. 中小企業向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用の有無
 資本金が5億円以上の法人の100%子会社については、資本金1億円以下の法人に適用できる軽減税率や交際費等の損金不算入制度における定額控除制度等の中小企業特例5項目を適用しません。

< 特例措置が不適用となる項目 >

- 中小企業の軽減税率
- 特定同族会社の留保金課税の不適用
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 交際費の損金不算入制度における定額控除制度
- 欠損金の繰戻しによる還付制度

2. 受取配当

現行制度では、子会社から親会社に配当する場合、多くの場合、親会社においてその一部が課税されます。この一部の課税を解消し、親会社が受け取る配当に一切課税しないこととなります。

3. 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

グループ法人間で含み損益のある資産の売買を行っても、その譲渡損益はグループ外へ譲渡されるときまで認識されないということになります。

4. 寄附金

親会社から子会社へ何らかの利益供与（寄附）があった場合、親会社ではその支出が損金（税務上の経費）とならない一方で、子会社側でその利益を益金（税務上の利益）としなくても良いという扱いになります。

5. 自己株式の譲渡等

100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しません。

親会社が持つ子会社株式の一部を、子会社に買い取らせる場合に注意が必要となります。

6. 現物出資

100%グループ内の法人からの現物分割（みなし配当を含む）について、譲渡損益の計上が繰り延べられます。この場合、源泉徴収等を行わないこととなります。

	従前	今回の改正
中小企業特例の適用判定	対象会社の資本金で判定	対象会社の資本金に加えて親会社等の規模も基準に判定
受取配当	支払側：損金不算入 受取側：益金不算入 (負債利子控除適用あり)	支払側：損金不算入 受取側：益金不算入 (負債利子控除適用なし)
一定の資産の譲渡	譲渡時に譲渡損益計上	グループ外に譲渡するまで譲渡損益計上を繰り延べる
寄附金	支払側：損金不算入 受取側：益金算入	支払側：損金不算入 受取側：益金不算入
自己株式の譲渡等	譲渡時に譲渡損益	譲渡損益を計上しない
現物配当 (みなし配当を含む)	支払側は、配当財産を時価評価し、譲渡損益を計上する	譲渡損益の計上を繰り延べる 源泉徴収等を行わない

上記の1については平成22年4月1日開始事業年度より、その他は平成22年10月1日以後の取引より適用があります。

(文章担当：竹鼻・本岡)

～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)